

家族法制部会第4回会議・議事速報

令和3(2021)年6月22日、法制審議会・家族法制部会の第4回会議が、法務省内で開催された(ウェブ会議システムを併用して実施)。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

第4回部会では、まず、当部会でこれまでに実施してきた参考人ヒアリングの結果を踏まえた委員・幹事による意見交換が行われ、父母の離婚等に伴う子の養育に関し、検討すべき課題や検討の際の着眼点、留意点など様々な意見が出された。その中では、例えば、①子の意思・意見の適正な聴取等、父母の離婚によって大きな影響を受ける子どもの立場や利益をより重視した制度が望まれるのではないかと、②離婚前後の父母や親子の関係は様々であり、離婚に至る経緯や葛藤の程度等、その多様性を踏まえる必要があるのではないかと、③DV・虐待等の問題を踏まえ、当部会の検討と連携・並行して、関連施策の対応を進める必要があるのではないかと、などの指摘がされた。

引き続き、当部会の今後の検討の進め方について、委員・幹事による意見交換が行われ、その結果、当面の進め方として、まずは養育費の検討と面会交流の検討を行った後、海外法制に関するヒアリング等を実施した上で、当部会における一巡目の検討として、①離婚後の子の養育に関する問題、②子の意思・意見の考慮に関する問題、③離婚制度以外の関連する問題、④未成年養子制度、⑤財産分与制度等について、順に検討を行うこととされた。さらに、今後の進め方として、事務当局から、一巡目の検討を終えた後は、二巡目の検討を開始し、その後は、調査審議の状況に合わせ、中間試案の作成、パブリック・コメントの実施、要綱案の取りまとめの順に進められるのが通例であると紹介されたが、二巡目以降の検討の進め方や具体的なスケジュールについては引き続き検討していくこととされた。

第4回部会では、これらの意見交換に引き続き、部会資料3に基づき、まず、養育費に関する制度の見直しについて調査審議が行われた。その中では、①養育費に関する法的概念の整理、②養育費に関する父母間での取決めを促進・確保するための方策、③養育費の取決め内容に関する規律の在り方といった項目が取り上げられた。現行法の理解を前提として、指摘されている課題を踏まえつつ、考えられる規律の在り方や選択肢等について、委員・幹事による幅広い意見交換が行われた。

次回の会議では、養育費に関する残された論点について審議を行うとともに、引き続き、面会交流に関する論点についても審議を行うこととされ、また、離婚やその後の養育が子どもの心理・発達に与える影響についても特に取り上げることとされた。さらに、今回は、海外法制について専門家からのヒアリング等を行うこととされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録(日本語)を公開する予定である。